

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山事業(通常)	事業箇所	北杜市	白州町	横手	地区名	渋沢(しぶくみさわ)	事業主体	山梨県
<p>(1)事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、北杜市白州町横手地内に位置する一級河川法輪沢川の上流に位置しており、近年の集中豪雨により溪流の荒廃が顕著となり、下流の大坊地区への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家59戸 県道800m 市道1000m 緊急度・危険度 10 ≥ 10点 ※ 被害軽減額 344 ≥ 340百万円 ※ (※:評価基準値)</p> <p>□副次目標 -</p> <p>□副次効果 飲雑用水の安定供給(かんがい用水の保全)</p>									
<p>(2)整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工4基 ②整備期間 平成25年度～平成27年度 ③総事業費 約110百万円(国費55百万円(1/2) 県費55百万円(1/2)) ④全体計画 平成25年度 谷止工 2基 50百万円 平成26年度 谷止工 1基 30百万円 平成27年度 谷止工 1基 30百万円 ⑤既整備内容・期間・事業費 昭和38年 谷止工1基 6百万円 昭和57年 谷止工1基 14百万円</p>									
<p>(3)事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 15.98 > 1.0 ・便益(B) = 1637百万円 ・費用(C) = 102百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・流域内は治山施設が2基設置されているが、溪床内には不安定土砂が堆積している。なお、砂防等同等施設の計画はない。</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・地元北杜市からの強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。</p> <p>(4)事業間優先度評価 ・貢献度ランク: a 副次効果ランク: 1 優先度評価: S I</p> <p>(5)総合評価 ○ 妥当 妥当でない</p> <p>・(3)及び(4)の結果から「最優先で実施」</p> <p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: center;">省 略</p>									